

畜 産 公 共 事 業

【 草 地 畜 産 基 盤 整 備 事 業 】
【 畜 産 環 境 総 合 整 備 事 業 】

畜産公共事業は何ができるの？

畜産公共事業では、草地造成、草地整備、野草地整備、放牧用林地整備等の基盤整備のほか、道路整備、隔障物整備、家畜保護施設整備、家畜排せつ物処理施設整備、農機具等導入など様々な整備が実施できます。

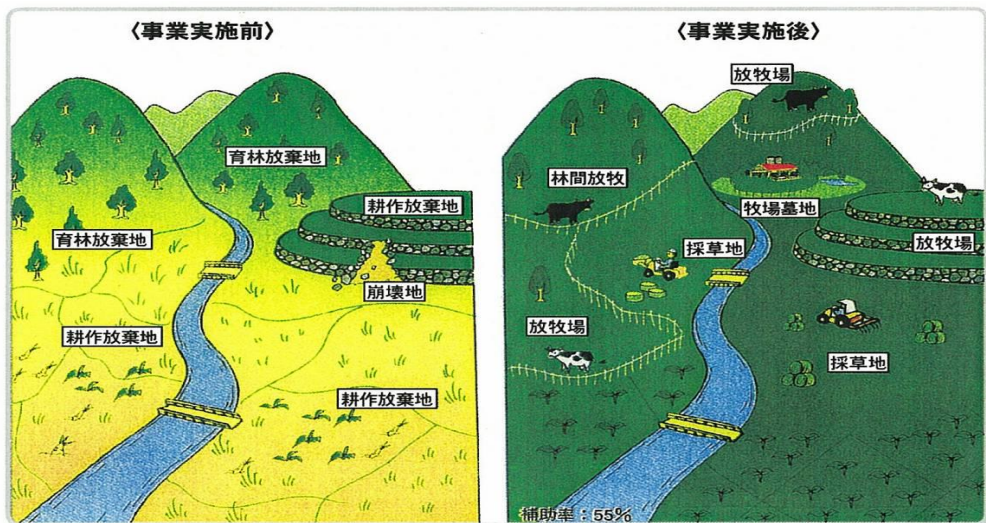
事業を分類すると、大きく2つに分かれます。

草地畜産基盤整備事業

草地に立脚した畜産経営の展開を図るために

- 草地、飼料畑の造成・整備
- その他の畜産基盤を総合的に整備

酪農、肉用牛が対象



(社)日本草地畜産種子協会「自給飼料の増産と地域に調和した畜産発展のために」より

畜産担い手総合整備型

再編総合整備事業

水田地帯等担い手育成整備事業

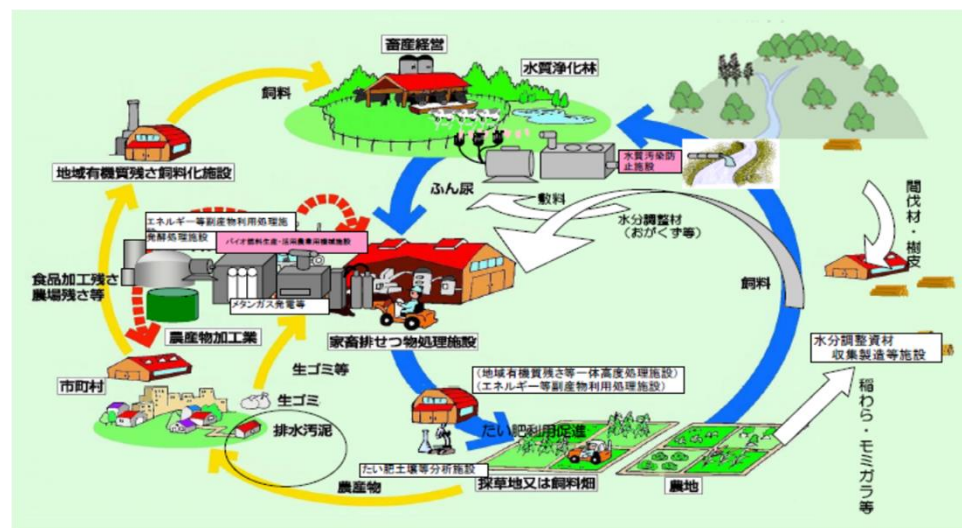
草地林地総合整備型

↓ 詳細な事業要件、内容はP 2～4

畜産環境総合整備事業

地域にやさしい畜産の確立と地域社会の活性化をめざして

- 畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築
- 草地等緑資源を活かした交流促進等による地域活性化



資源リサイクル事業 (ストックマネジメント事業を含む)

↓ 詳細な事業要件、内容はP 5～6

草地畜産基盤整備事業の要件（１／２）

＜畜産担い手総合整備型＞

事業趣旨	採択基準	事業主体	補助率	備考
	① 市町村が「畜産活性化計画」を策定し、地区の畜産主産地育成の取組が明らかなこと ② 担い手が経営・利用する飼料生産基盤の面積が増加することが明らかなこと			
＜再編整備事業＞ 飼料生産基盤の整備と農業用施設の整備を一体的に実施し、新たな畜産主産地の形成による地域ぐるみで飼料生産基盤に立脚した担い手の育成を図る	① 事業参加者がおおむね10人(中山間地域5人)以上 ② 肥育豚換算で現況の家畜飼養頭数がおおむね2,000頭(中山間地域1,000頭)以上の地区で、事業完了後おおむね3,000頭(中山間地域1,500頭)以上に増頭することが見込まれること。 ③ 事業完了後の地区で、担い手に係る畜産物生産がおおむね1／2以上であること。 ④ 事業完了後の受益面積がおおむね30ha(中山間15ha)以上であること。	都道府県 事業指定法人	国：50% 県：事業内容により上乗せあり	○ 中山間地域の緩和要件があり取り組みやすい
＜水田地帯等担い手育成整備事業＞ 飼料生産基盤の整備と農業用施設の整備を一体的に実施し、新たな畜産主産地の形成や水田地帯等における飼料基盤の管理及び利用体系の確立を図る ※ 新たな担い手の育成を図ることが必要	① 事業参加者がおおむね10人(中山間地域5人)以上 ② 事業完了後の牛の飼養頭数（生後2年を経過しない牛にあっては、その飼養頭数の1/2を乗じた数）が現況に対して実頭数で100頭（中山間地域50頭）以上に増頭することが見込まれること。 ③ 事業完了後において、酪農又は肉用牛生産に係る担い手の割合が50%以上であること。（50%以上である場合は、原則としてその割合から5%以上増加） ④ 事業完了後の受益面積が30ha(中山間15ha)以上であること。 ※ 稲わら収集面積を受益面積にカウントできる。			○ 一定数の事業参加者の確保が必要

注1) 補助率は上限値を記載 注2) 事業指定法人とは、県農業振興公社を示す

※本事業の実施により飼料自給率が向上すること。

※利用施設整備事業は、草地造成改良等と一体的に行う場合に限り、実施できるものとする。

※家畜保護施設を整備（公共牧場は除く）する場合は、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より10%以上となることが確実と見込まれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であることが必要。

※本事業における担い手とは、認定農業者又は認定農業者となることが確実と見込まれる者。

草地畜産基盤整備事業の要件（2／2）

＜草地林地総合整備型＞

事業趣旨	採択基準	事業主体	補助率	備考
中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編及び総合的に整備することにより、畜産的利用の生産基盤促進を図る	1 次の①～③を満たす市町村からなる地域で、④の要件を満たす区域であること ① 中山間地域関係5法の指定地域であること ② 酪農肉用牛近代化計画を作成済み（もしくは作成予定） ③ 次のいずれかを満たすこと。 a 林野率が75%以上 b 畑の面積のうち、勾配15度以上の面積が1/2以上 c 田の面積のうち、勾配1/20以上の面積が1/2以上 d 耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%を以上であって、農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地対策を定めている市町村 ④ 家畜頭羽数換算で算定した家畜飼養頭羽数がおおむね1,000頭以上の地区であること。 2 事業実施計画の内容が次の①～③を満たすこと ① 林地や草地等の農用地が混在し、これらの土地の一体的再編・整備により畜産的利用の促進が見込まれること ② 草地、林地等の受益面積がおおむね30ha以上(林野率が75%以上の地域にあってはおおむね15ha以上) ③ 受益面積のうち既耕地、野草地又は放牧用林地の整備改良に係る受益面積がおおむね1/2以上	都道府県 事業指定法人	国：55% 計画策定は50% 県：未定	○ 国庫補助率が他の事業に比べ高い

注1）補助率は上限値を記載 注2）事業指定法人とは、県農業振興公社を示す

※本事業の実施により飼料自給率が向上すること。

※利用施設整備事業は、草地造成改良等と一体的に行う場合に限り、実施できるものとする。

※家畜保護施設を整備（公共牧場は除く）する場合は、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より10%以上となることが確実と見込まれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であることが必要。

参考：肥育豚換算頭数

ア 成牛(生後2年以上) 1頭につき	5.0 頭
イ 育成牛(24ヶ月未満) 1頭につき	2.5 頭
ウ 繁殖豚(生後6ヶ月を経過したもの) 1頭につき	2.0 頭
エ 鶏1羽につき	0.02 頭

草地畜産基盤整備事業により取り組める内容

区分	種目	工種	交付対象			事業内容 (運用 第10条1)
			畜産担い手総合整備型		草地林地総合整備型	
			再編整備事業	水田地帯等担い手育成事業		
基本施設整備事業	(1) 草地整備改良	ア 草地整備改良	○	○	○	土地の起土、整地、有機質資材、土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布
		イ 道路整備	○	○	○	アの整備に係る草地の利用に必要な道路の新設又は改良
		ウ 用排水施設整備	○	○	○	アの整備に係る草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良
		エ 雑用水施設整備	○	○	○	アの整備に係る草地の経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良
	(2) 関連草地造成改良	ア 草地造成改良	○	○	○	土地の起土、整地、有機質資材、土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布
		イ 道路整備	○	○	○	アの整備に係る草地の利用に必要な道路の新設又は改良
		ウ 用排水施設整備	○	○	○	アの整備に係る草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良
		エ 雑用水施設整備	○	○	○	アの整備に係る草地の経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良
	(3) 草地等の基盤整備改良	ア 野草地整備改良	○	○	○	障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布のほか、野草地の利用に必要な道路、雑用水施設の新設又は改良
		イ 放牧用林地整備	○	○	○	造林、除間伐、障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布のほか、放牧用林地の利用に必要な道路、雑用水施設の新設又は改良
		ウ 牧野樹林整備	○	○	○	草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良
		エ 家畜排せつ物還元用農用地造成・整備	○	○	－	家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良
		オ 水質汚染防止基盤整備	○	○	－	牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良
		カ 防災施設整備	○	○	○	草地の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良
		キ 施設用地造成整備	○	○	○	利用施設整備に必要な施設用地の造成整備
		ク 鳥獣被害防止施設整備	○	○	○	草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣害防止に必要な施設の新設又は改良
	利用施設整備事業	(1) 農業用施設整備	ア 隔障物整備	○	○	○
イ 家畜保護施設整備			○	○	○	家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、看視舎等の新設又は改良
ウ 電気導入施設整備			○	○	○	施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良
エ 用排水施設整備			○	○	○	農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良
オ 雑用水施設整備			○	○	○	農業用施設に必要な水源取水施設及び導排水施設の新設又は改良
カ 飼料調製貯蔵施設整備			○	○	○	飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良
キ 飼肥料庫整備			○	○	－	飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良
ク 家畜排せつ物処理施設整備			○	○	○	家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良
ケ 水質汚染防止施設整備			○	○	－	牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良
コ 間伐材加工処理施設整備			○	－	○	間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良
サ 衛生管理施設整備			○	○	○	家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛衛等の新設又は改良
シ 放牧馴致施設整備			○	○	○	家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良
ス 防護柵整備			－	－	○	来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良
セ 環境保全施設整備			－	－	－	都市住民との交流を図るための休憩所、便所等の新設又は改良
(2) 農機具等導入			ア 牧場用機械施設整備	○	○	○
		イ 農具庫整備	○	○	－	農機具の保管施設の新設又は改良
		ウ 燃料庫整備	○	－	－	施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良

畜産環境総合整備事業の要件

事業趣旨	採択基準	事業主体	補助率	備考
<資源リサイクル事業> 家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地の整備等により、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築を図る。	① 畜産主産地として発展することが見込まれ、地域住民の生活環境の保全対策を緊急に実施する必要がある ② 家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の利用促進が図られる ③ 現況の家畜飼養頭羽数（肥育豚換算）が1,000頭以上（環境負荷脆弱地域の場合500頭以上） 養豚又は養鶏を含む場合は、2,000頭以上（1,000頭以上） ④ 事業参加者のうち畜産経営を営む者が3人以上 農業法人等の場合には1法人以上 ⑤ 基盤整備及び施設整備に係る受益面積がおおむね10ha以上（事業参加者の過半数が経営を移転しない場合5ha以上） 環境負荷脆弱地域の場合は、面積要件なし ⑥ 整備された施設の管理が適正に行われること	都道府県 事業指定法人	国：50% 県：事業内容により上乗せあり	○ 環境負荷脆弱地域では緩和要件あり
<ストックマネジメント事業> 過去に整備を行ったたい肥化処理施設の機能診断調査を実施し、施設の機能維持、延命化を図る。	上記①～⑥に加え、次のすべてを満たすこと a 地方公共団体等が所有している施設 b 老朽化により機能の低下が認められる c 機能向上でない e 施設保全対策実施方針が策定されている f 機能保全計画に基づき対策を実施するもの			

注1）補助率は上限値を記載 注2）事業指定法人とは、県農業振興公社を示す

参考：肥育豚換算頭数

ア 成牛(生後2年以上) 1頭につき	5.0 頭
イ 育成牛(24ヶ月未満) 1頭につき	2.5 頭
ウ 繁殖豚(生後6ヶ月を経過したもの) 1頭につき	2.0 頭
エ 鶏1羽につき	0.02 頭

畜産環境総合整備事業により取り組める内容

区分	工種	事業内容 (運用 第6条1)
1 資源リサイクル事業	(1) 事業実施計画策定事業	県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2) 基本施設整備事業	① 草地造成改良 草地の造成改良(これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)
		② 草地整備改良 草地の整備改良(これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)
		③ 家畜排せつ物土地還元施設整備 家畜排せつ物の肥培かんがい施設又は類する土地還元施設の新設又は改良(肥培かんがい用に供される)家畜排せつ物調整利用施設を含む畜舎外の固定施設)
		④ 水質汚染防止基盤整備 水質浄化林・浄化水路の造成整備、浄化池、汚水処理池の整備改良、畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良
		⑤ 畜産施設用地造成整備 整備される畜産施設用地の造成整備
		⑥ 道路整備 整備される草地及び畜産施設の管理利用に必要な道路の整備
		⑦ 用排水施設整備 整備される草地又は家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設(飲雑用排水施設を含む。)の整備
		⑧ 隔障物整備 整備改良又は造成された草地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良
		⑨ 移転跡地の復元整備 畜産経営の移転が行われた跡地に係る復元整備(公共用地に供することが書面等により確認できるもの)
		⑩ 周辺環境基盤整備 ア 環境保全基盤の造成整備 (ア)環境保全林の造成整備、(イ)緑地帯の造成整備、(ウ)広場、浄化池等の造成整備、(エ)花壇、構内舗装の造成整備 イ 交流基盤の造成整備
	(3) 利用施設整備事業	① 家畜排せつ物処理施設整備 施設整備及び計画処理量、処理方法、機種、台数が処理量からみて妥当な家畜排せつ物の運搬等機械の整備
		② 地域有機質残さ等一体高度処理施設整備 処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、家畜排せつ物と地域の有機質残さを一体的に処理し、地域におけるリサイクル利用が図られるもの
		③ エネルギー等副産物利用処理施設整備 処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、当該施設導入の必要性が高く、エネルギー又は浄化処理水が有効に利用されると見込まれるもの 対象地域：環境脆弱地域であり、畜産高密度地域
		④ 家畜排せつ物燃焼処理施設整備 処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、当該施設導入の必要性が高く、家畜排せつ物を炭化処理することにより減容化を図るため、燃焼灰の全量を肥料として農用地に還元する等循環利用するものであり、かつ、燃焼熱を利用したバイオマス発電を行うもの 対象地域：環境脆弱地域であり、畜産高密度地域
		⑤ 地域有機質残さ飼料化施設整備 地域の有機質残さに係る飼料化施設の整備
		⑥ 水質汚染防止施設整備 畜産経営により排出される排水の処理施設の整備
		⑦ バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備 家畜ふん尿の処理過程で発生するメタンガス等を利用するための施設整備。(売電を主目的とする施設は対象外)
		⑧ たい肥土壌分析施設整備 たい肥又は土壌の分析に係る施設の整備
		⑨ 水分調整資材収集製造施設整備 施設及び機械の整備
		⑩ サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備 サイレージ用ラップフィルムの廃棄物処理施設の整備
		⑪ 電気導入施設整備 整備される畜産施設に必要な電気を導入する施設の整備
		⑫ その他施設整備 家畜排せつ物処理施設の整備と一体的に行うもの ア 農機具庫整備、イ 家畜保護施設整備、ウ 周辺環境施設
		⑬ ストックマネジメント事業 ア 機能保全計画策定 機能保全計画作成に必要な家畜排せつ物処理施設の機能診断を含む。 イ 機能保全対策工事 家畜排せつ物処理施設に係る機能保全計画に基づく対策工事